

**山形県建設工事請負契約約款における現場代理人の常駐義務緩和
の改正について（通知）**

〈平成28年6月1日付け建企第177号 県土整備部長通知〉

このことについて、標記契約約款第11条第3項に規定する現場代理人の常駐を要しないこととする場合について、建設業法施行令の一部改正が平成28年6月1日より施行されたことに伴い、下記のとおり（ ）内の請負金額が引き上げられておりますので、事務手続きに遺漏のないようお願いします。

なお、平成25年3月15日付け建企第714号及び平成26年2月24日付け建企第647号本職通知は平成28年5月31日をもって廃止します。

記

1 常駐義務緩和を認める場合

発注者が、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認め、かつ、別紙「現場代理人常駐義務不要・別件工事兼務承認申請書」により発注者の承認を受けた場合に限り、以下のとおり、現場代理人の常駐義務緩和（「常駐義務不要」及び「別件工事との兼務」）を認めるものとする。

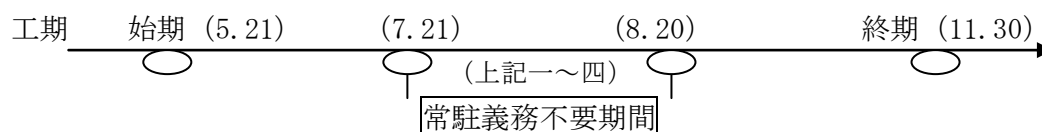
(1) 常駐義務不要要件

次の各号のいずれかに該当し、別紙「現場代理人常駐義務不要・別件工事兼務承認申請書」により発注者の承認を受けた場合に限り、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして、請負金額にかかわらず、工事（架設等）現場の常駐は不要とする。ただし、別件工事との兼務は、次の（2）に該当する場合のみとする。

- 一 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。ただし、この場合、建設工事請負契約約款第3条に規定する工程表（別記様式第2号）において、現場着工の時期を明記している場合に限り、別紙承認申請書を省略することができる。
- 二 建設工事請負契約約款第21条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
- 三 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- 四 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

(図解【例】)

【当該工事の】



(2) 別件工事との兼務可能要件

次の①または②の場合に限り、別紙「現場代理人常駐義務不要・別件工事兼務承認申請書」により発注者の承認を受けた場合に限り、別件工事との兼務を認める。

なお、①、②に関わらず、工場製作（橋梁、ポンプ等）を含む工事の工場製作過程における現場代理人兼主任技術者（又は監理技術者）にあつては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、複数の他の同種工事における工場製作過程の現場代理人（主任技術者又は監理技術者を兼ねる場合に限る。）となることができる。

① 当該工事及び別件工事の両方の工事が建設業法第 26 条第 3 項に該当しない場合（工事 1 件の請負金額が 3,500 万円未満、ただし建築一式工事にあつては 7,000 万円未満）は、次の（ア）～（ウ）の全てを満たすこと。

（ア） 当該工事及び別件工事の所管が同一事業課（監督職員の所属が同じ場合を含む。）であり、かつ、どちらの工事の施工箇所も同一市町村内であること。なお、工事の範囲が複数市町村に及ぶ場合は、兼務できないことに留意すること。

（イ） 当該工事の現場代理人（主任技術者兼務の場合を含む。）が兼務できるのは、当該工事と別件工事を合わせて原則 2 つまでとする。なお、この場合、別件工事において兼務できるものは、元請の現場代理人（主任技術者兼務も可）または元請の主任技術者とする。

（ウ） 当該工事の現場代理人が、現場を離れる場合は、当該現場内に連絡員を置くこと。

② 当該工事または別件工事のいずれか 1 つ以上の工事が建設業法第 26 条第 3 項に該当する場合（工事 1 件の請負金額が 3,500 万円以上、ただし建築一式工事にあつては 7,000 万円以上）、次の（ア）～（ウ）の全てを満たすこと。

（ア） 当該工事及び別件工事について、一体性若しくは連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10 キロメートル程度の近接した場所において施工するため、同一の主任技術者が管理することができると発注者より承認されること。なお、この場合、発注者が異なる場合は両方の発注者から承認されなければならないものとする。

（イ） 当該工事の現場代理人（主任技術者兼務の場合に限る。）が兼務できるのは、当該工事と別件工事を合わせて原則 2 つまでとする。なお、この場合、別件工事において兼務できるのは、元請の現場代理人兼主任技術者または元請の主任技術者とする。

（ウ） 本県発注工事の現場代理人については、現場を離れる場合は、当該現場内に連絡員を置くこと。

②においては、所管が同一事業課、施工箇所が同一市町村という要件は不要であることに留意すること。

（3）留意事項

上記（2）②は、あくまで当面の取扱いとして定めるものである。

なお、所管が異なる事業課・発注者（国、市町村等）の工事については、2 つの工事が建設業法第 26 条第 3 項に該当しない場合（工事 1 件の請負金額が 3,500 万円未満、ただし建築一式工事にあつては 7,000 万円未満）であっても、現場代理人の兼務は認められないので、注意すること。

2 適用日

建設工事の施工体制の継続性の確保等から、平成28年6月1日以降契約した工事から適用します。

★兼務可能・不可能な事例

- 2工事の請負金額（税込）が各々3,500万円（建築一式は7,000万円）未満

同一事業課 同一市町村	○○ 工事	△△ 工事	□□ 工事
現場代理人	A氏	A氏	B氏
主任技術者	A氏	B氏	B氏

【A氏、B氏の兼務はo.k.(2つまで兼務)】

同一事業課 同一市町村	○○ 工事	△△ 工事	□□ 工事
現場代理人	A氏	B氏	B氏
主任技術者	A氏	A氏	A氏

【A氏の兼務は×。(3つを兼務)】

【B氏の兼務はo.k.(2つまで兼務)】

- 2工事の請負金額（税込）のいずれか1つ以上が3,500万円（建築一式は7,000万円）以上

	○○ 工事 【P課】	△△ 工事 【Q課】
現場代理人	A氏	B氏
主任技術者	A氏	A氏

【A氏の兼務はo.k.(主任技術者を兼務)】

	○○ 工事 【P課】	△△ 工事 【Q課】
現場代理人	A氏	A氏
主任技術者	A氏	B氏

【A氏の兼務は×。(主任技術者を兼務していない)】